

育児参加や職場環境について（体験談より）

今まで様々な方がこのパンフレットで数理職員としての経験や携わってきた仕事の内容等について紹介してきたと思います。そのあたりの話は他の方にお任せすることとし、私は昨年度に取得した出産や育児に関しての休暇の内容と休暇取得時の職場の環境について紹介していきます。厚生労働省は忙しくて休暇も取りづらそうと思っている方は多くいるかと思いますが、そのような方に少しでも安心して数理職員を志望してもらえるよう私の体験談をご紹介します。

女性で産前休暇や産後休暇、育児休業を取られる方は多くいるかと思いますが、男性で配偶者の出産時や子供の育児に関しての休暇をとる方は、一般的にも少数であるのが現状です。厚生労働省では、社会全体の男性の育児休業の取得を推進しています（イクメンという言葉聞いたことがあるかと思いますが。）し、厚生労働省の職員にも育児休業の取得を推進しています。

さて、私が実際に取得した休暇について紹介します。昨年9月に長男が誕生しました。妻は産前休暇、産後休暇を取得し、その後育児休業を1年間とする予定です。私は「配偶者出産休暇」を2日間、「育児参加のための休暇」を3日間、「育児休業」を5日間の計10日間取得しました。女性の産前産後休暇についてはよく知られていると思いますので、私が取得した各休暇について簡単に説明したのが下記です。

「配偶者出産休暇」

配偶者の出産に伴う入院の日から産後2週間までの間の2日の範囲内で取得可能（有給）

「育児参加のための休暇」

配偶者の出産前産後期間中に子を養育するために5日の範囲内で取得可能（有給）

「育児休業」

子が3歳になるまでの間取得可能（無給）

（有給）のものは、休んでも給料が支払われますので経済的に困ることはありませんが、（無給）の「育児休業」は給料が支払われません。夫婦そろって育児休業を取った私のような場合は、経済的に困るのではと思われる方が多いと思いますが、実は共済組合から経済的支援として給与の67%が支給されますので、ある程度の収入は確保できます。このように様々な休暇制度があり、経済的支援もありますので、それを取得するかどうかは本人の育児参加への強い意思とそれを受け入れる職場の環境が重要となります。休暇の詳しい制度は人事院のHPに掲載していますのでご覧ください。

次に、私の休暇取得時の職場環境を紹介します。取得した休暇は1日ではなく連続して数日でしたので、抱えている仕事や新規の仕事などは同じ係の上司や部下にお願いすることになります。周りの負担が増えることは確実です。それでも現在も所属している年金局数理課では、上司から「休暇はいつとるの？ 何日間？」と取得するのが当たり前のように接していただきました。さらに、配偶者の出産があった職員に対して局長との面談も実施されました。面談は所属課長と対象者と局長で行われますので、自分の上司がいる場で局長から「育児休業をなるべく取得するように」と言っただけだったので、さらに取得するのが当たり前のような環境となりました。このように厚生労働省全体で男性の育児休暇の取得を推進していますので、みなさんが入省されるときには私の時より一層、取得しやすい環境になっているかと思いますが。

厚生労働省の数理職員は、仕事と家庭の両立ができる職種だと思います。その点で悩んでいる方は是非、官庁訪問に来て頂いて、面接官にいろいろ聞いてみるとよいと思います。

年金局数理課数理第二係長（企画調整専門官）

佐々木 貴洋



息子の初めて海を体験

経歴

- 平成21. 4 厚生労働省入省（保険局調査課）
- 平成23. 7 大臣官房統計情報部企画課審査解析室（産業連関係）
- 平成24. 4 大臣官房統計情報部企画課審査解析室統計専門職
- 平成25. 7 大臣官房統計情報部雇用・賃金福祉統計課賃金福祉統計室企画調整係長
- 平成27. 4 現職